

令和3年5月18日

本日ここに、令和3年第1回鹿嶋市議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、公私ともにご多用中にもかかわらずご出席を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、今なお新型コロナウイルスが世界規模で猛威を振るっており、感染拡大に歯止めがかからない状態が続いております。5月17日現在、国内では全国の感染者数は68万人余りにのぼり、死者数は既に1万1千人を超えました。そして、脅威ともいえる変異株の感染者数も日々拡大しており、依然予断を許さない状況となっております。

第4波の到来となるこの局面に対し、国では、新型コロナウイルス対策として東京、京都、大阪、兵庫、愛知、福岡の6都府県へ発令してきた今月31日までの緊急事態宣言に、新たに16日からは北海道、岡山、広島の3道県を追加いたしました。さらに「まん延防止等重点措置」の対象地域は10県へと一気に拡大しました。

茨城県でも、連日の感染者拡大を受けこれまで国に対し「まん延防止等重点措置」を要請して来たほか、5月20日以降、20市町村を県独自の感染拡大市町村に指定しております。

県内の感染者数もこれまで9千人を超えており、本市では累計数150人となっております。特に年度が改まって以降はこれまで29人、その中でも年齢構成は50代以下が大半を占めております。児童学生も4人の感染が確認され、発症年齢構成の変化が生じてきているほか、変異株も確認されている所であります。引き続き、鹿嶋医師会、各医療機関はもとより潮来保健所等との関係機関とも連携し情報把握に努めながら、市民の皆さまへの注意喚起とともに今後も最大限の警戒を持って感染拡大の防止を図ってまいります。

なお、未だ感染収束が見えない中、感染症対策の切り札ともなるワクチン接種につきましては、既にお知らせの通り、本市では65歳以上の高齢者に対し、5月24日からは医療機関における個別接種を、更に6月1日からは集団接種を開始してまいります。これに先立ち、先月26日に第1回目の受付を行ったところですが、電話がつながりにくい等の事態となり、希望された皆様には大変ご迷惑をおかけいたしました。

このような中、国からは連休を挟んで高齢者への2回接種を7月末までに終了させるよう各自治体に対し強力な要請がありました。市といたしましても当初予定だった8月ないし9月中の接種計画の早急な見直しを図り、国からのワクチン供給確保の見込みを踏まえ、各医療機関での個別接種の大幅な受入れ拡大を鹿島医師会、各医療機関にお願いしてきたところ、皆様からは快く通常診療後の時間外での受入れ等のほか、新たに日曜日にも特別に対応に当たって頂ける旨の回答を頂き、7月末完了の予定通りの目途が立ったところであります。この場をお借りしまして、鹿島医師会長の松倉先生をはじめ、各医療機関の先生方、全ての従事者の方々に感謝を申し上げます。

併せまして、第2回目の予約受付につきましては、期日を当初予定の6月10日から今月26日へと開始日を前倒しさせていただくとともに、特に開始から3日間は、年齢を区切った対応、コールセンターの大幅増設、新たに市役所、大野ふれあいセンターほか各公民館での窓口による予約受付等、現状にて考え得る可能な限りの対応を行い、全ての希望者の予約を受付けることが可能となりました。希望される65歳以上の皆様におかれましては、必ずワクチン接種は可能ですので安心して申し込みを行って下さい。

市といたしましては、新型コロナウイルスによる影響から、平穏な市民生活と力強い経済活動を一日も早く取り戻すため、まずは早期のワクチン接種に全力を挙げて取り組んでまいり所存です。市民の皆様にはおかれましてもご理解頂きますようお願い申し上げますとともに、まずは自らが感染しない、そして人には絶対に感染させないという強い信念のもと、一人ひとりがこれまで以上に意識的に感染症予防対策を励行していただきますようお願いいたします。

《 提出議案説明 》

それでは、提出いたしました議案についてご説明申し上げます。

今回ご審議いただく議案は、予算関係議案が1件、並びに報告案件としまして補正予算の専決処分1件、条例改正の専決処分2件、規約変更の専決処分1件の計5件であります。

まずは、専決処分の報告を含む予算関係議案についてご説明申し上げます。

議案第34号「令和3年度鹿嶋市一般会計補正予算（第2号）について」であります。

既定の予算総額に、歳入歳出それぞれ9,599万7千円を追加し、総額を23億5,962万円とするものです。歳出としましては、救急医療対策経費や長寿祝い膳応援事業、新型コロナウイルスワクチン接種経費などを計上しました。

報告第5号「令和3年度鹿嶋市一般会計補正予算（第1号）について」であります。

既定の予算総額に、歳入歳出それぞれ4,362万3千円を追加し、総額を23億6,362万3千円とするものです。歳出としましては、子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）給付事業4,362万3千円を計上しました。

次に、報告第2号「鹿嶋市税条例等の一部を改正する条例について」であります。

専決処分しました条例は、地方税法等の一部を改正する法律の令和3年4月1日からの施行に伴い、固定資産税（土地）の負担調整措置等についての規定を整備するため、条例の一部を改正したものです。

次に、報告第3号「鹿島地方公平委員会共同設置規約の変更について」であります。

令和3年4月1日に設立した銚田・大洗広域事務組合が同日付けで鹿島地方公平委員会に加入することに伴い、関係団体の議会の議決を経て鹿島地方公平委員会共同

設置規約を変更する必要があるため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行いました。

次に報告第4号「鹿嶋市介護保険条例の一部を改正する条例」であります。

専決処分しました条例は、新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少等一定の条件に該当する介護保険の第1号被保険者を対象に介護保険料の減免等を行うため、条例の一部を改正したものです。

以上で説明を終わりますが、なお詳細につきましては、お手元の議案書により御審議のうえ、適切な議決を賜りますようお願いいたします。